

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。



消防署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1195

11月9日は119番の日

皆さんは、火事が発生したり、救急車が必要になった場合に正しい119番通報ができますか。

消火活動や救急・救助活動は1分1秒を争う時間との勝負です。消防本部では、通報を受けると、直ちに最寄りの消防署から消防車や救急車などを出動させます。

もし、慌ててしまい、場所などを正しく伝えられなければ、災害現場への到着が遅れてしまい、被害が拡大し大惨事になったり、助かるはずの命が助からなくなる場合もあります。

災害は、いつ、どこで起きるのかわかりません。自宅が火事になったり、家族がケガや急病になったりすると気が動転し、落ち着いて正確な119番通報ができなくなることも案外多いものです。

いざという時に備え、正確な通報ができるように電話機から見える位置に119番通報の仕方を

書いたメモを貼っておくなど、普段から落ち着いて正確な通報ができるように心がけてください。

【メモの内容】

- ・火事(救急)です。
- ・場所は〇〇町〇〇丁目〇〇番地です。
住所は抽象的ではなく、正確な住所を教えてください。
- ・近くに〇〇があります。
建物の名前やすぐ近くの目標も付け加えてください。例「目標は〇〇小学校の西側です」
- ・〇〇が燃えています。(病人、怪我人がいます)
火災・救急の内容をわかる範囲で教えてください。
- ・私の名前は〇〇〇〇です。
- ・電話番号は△△-□□□□です。

皆さんの正しい119番通報が、迅速・確実な消防活動につながります。

また、当管内の119番通報はできる限り固定電話で通報していただくようお願いします。

